

経済要録

国 内

◆資金運用部の資金繰りに対する日本銀行の対応について

日本銀行は、11月5日、郵便貯金集中満期時における資金運用部の資金繰りにかかる対応方針について、以下のとおり対外公表を行った。

平成11年11月5日
日本銀行

資金運用部の資金繰りに対する日本銀行の対応について

1. 日本銀行は、平成12、13年度の郵便貯金集中満期時における資金運用部の資金繰り方策に関して、大蔵省からの依頼を受けて協議を行ってきたが、今般、大蔵省との間で、別紙のとおり対応していくことで基本的な合意をみた。今回の措置の基本的考え方は、資金運用部が必要とする資金については、資金運用部自らが市場から調達することを原則しながら、日本銀行もこれを補完する形で、一時的な流動性を供給する、というものである。

2. 郵便貯金集中満期の問題については、資金運用部の資金繰りやそれに対応する金融市場の資金過不足の振れが極めて大きなものになる可能性があることを踏まえて、日本銀行としても、円滑な金融調節の実施という観点から一定の協力をを行うこととしたところである。また、今回の措置は、郵便貯金の集中満期時

における資金繰りを円滑化するという点で、金融システムの安定に資するという面もある。

3. 今回の日本銀行の対応は、あくまで郵便貯金集中満期という特殊な問題に対応するための例外的な措置である。また、本措置は、資金運用部に対して一時的な流動性を供給しようとするものであり、中央銀行の政府部門との取引のあり方にも配慮した内容になっていると考えている。

4. 日本銀行は、郵便貯金の集中満期到来や資金運用部の市場からの資金調達の実施といった財政資金の動きも踏まえて、その時々の金融市場の情勢に応じて、円滑な金融調節の実施に努めていく方針である。

(別紙)

郵便貯金の集中満期時における資金運用部の資金繰りについて

大蔵省と日本銀行は、平成12、13年度の郵便貯金集中満期時における資金運用部の資金繰りに関し、下記のとおり対応することとした。

記

(1) 郵便貯金の集中満期時（平成12、13年度）における資金繰り方策として、資金運用部はその保有する国債を活用し、対市中の売

現先を行う。

- (2) 資金運用部が行う対市中の売現先において、その入札に未達等が生じた場合、またはその時々の資金運用部の要調達額がその時点の平準的な1回当たりの入札額を上回る場合には、日本銀行は、一時的に資金運用部の売現先（期間3か月以内）の相手方となることにより、所要の資金を供給する。
- (3) 資金運用部は、その全体の要調達額に達するまで対市中の売現先残高を漸次増加させていくこととする。その過程で、日本銀行は、必要と認める場合には、一定金額の範囲内で、3か月を越えて日本銀行を相手方とする売現先の継続（ロールオーバー）に応じる。
- (4) 資金運用部が日本銀行を相手方として行う売現先の期間利回りは、市場実勢等を勘案して定める。

- (5) 大蔵省と日本銀行は、以上の実施に当たり相互に密接な連絡を行うこととし、金融市場情勢の急変等必要な場合には更なる協議を行い適切に対応する。

◆経済新生対策について

政府は、11月11日、経済新生対策を公表した。その概要は、以下のとおり。

今次の経済新生対策は、公需から民需へのバトンタッチを図り、我が国経済を早急に本格的

回復軌道に乗せるとともに、21世紀型社会への新たな考え方の確立と基盤の整備への契機を創ろうとするものである。

とりまとめに当たっては、新たな構想と目標を策定し、投資効率と利用者の使いやすさを考えた、ハード、ソフト、制度改革の同時実施に最大限配慮した。また、対策の成果・効果が国民の目にはっきり見えるように、施策の目標と全体像と目標年次の明示に極力努めることにした。

第1部 基本的考え方

1. 経済情勢の認識

わが国経済は、各種の政策効果の浸透などにより緩やかな改善が続いているが、民間需要に支えられた自律的回復には至っていない。

今年に入って金融再編、産業競争力強化等の積極的な動きが現れているが、日本経済を21世紀の知恵の時代にふさわしいものとするには構造改革が不可欠である。

2. 対策の基本方針—景気本格回復への道

- (1) 今次の経済新生対策の役割は以下の2つである。
- ・公需から民需への円滑なバトンタッチが行われ、民需中心の本格的な回復軌道に乗せるための新規需要を創造すること
 - ・わが国社会経済の構造改革の方向を決定的にし、経済新生を実現すること
- (2) 以上の方針の下、社会資本整備、中小企業等金融対策の他、住宅金融対策、雇用対策を含め全体としての事業規模17兆円程度、さらに、介護対策を含めれば18兆円程度の事業を早急に実施する。

3. 日本経済新生の道筋

(1) 景気回復の道筋としては、

- ・平成11年度は、当初政府経済見通しの実質0.5%程度の経済成長を達成しうる見込みである。
 - ・平成12年度には、本対策をはじめ必要な諸施策を強力かつ機動的に推進することにより、民需の回復を図り、年度後半には、本格的回復軌道に乗せる。
 - ・平成13年度からは、民需を中心とした自律的な回復から新たな成長軌道に乗ることで、日本経済の長期的発展を確実にする。
- (2) 構造改革の面では、本対策における諸施策を推進し、構造改革の初期段階を完成するとともに、改革を後退のない確実な軌道に乗せる。

第2部 具体的施策

I. 日本経済のダイナミズム發揮のための施策

1. 中小企業・ベンチャー企業振興

- (1) 産業と雇用を生み出す中小企業政策の構築
 - ・中小企業政策の理念を改め、中小企業をわが国経済のダイナミズムの源泉と位置付け、多様で活力のある中小企業の発展をめざす
- (2) 創業・ベンチャー等の振興
 - ・直接金融の選択肢の拡大等資金供給の円滑化・多様化
 - ・人材・組織面の制度改革
- (3) 人材・技術・情報等経営資源の確保の円滑化
 - ・身近な地域毎の支援拠点等によるきめ細かな支援体制の整備 等
- (4) 金融経済環境の激変への対応円滑化
 - ・中小企業金融安定化特別保証の延長、保証枠の追加（10兆円）等

2. 戰略的重点的技術開発の推進

(1) ミレニアム・プロジェクト等重点分野の技術開発の推進

- ・情報化、高齢化、環境対応等

(2) 創造的な研究開発体制の整備と产学研官の連携推進

- ・研究を飛躍的に発展させるための基盤となる施設、設備の整備
- ・国立大学教官等の民間企業役員との兼業規制の在り方の検討、早急に結論

3. 成長分野や事業活動の基盤に係る規制緩和・制度改革

(1) 規制緩和推進 3か年計画の前倒し等

(2) 成長分野における規制緩和・制度改革

- ・MDF（主配線盤）接続ルールの策定（平成12年度中）によるインターネット料金の低廉な定額料金制の導入促進

(3) 事業活動の基盤に係る規制緩和・制度改革

- ・民事再生法案 等

4. 雇用対策

(1) 中小企業の創業支援等による雇用創出・安定対策

- ・中小企業地域雇用創出特別奨励金（仮称）の創設
- ・特定地域・下請企業離職者雇用創出奨励金（仮称）の創設 等

(2) 「21世紀人材立国計画」の推進等

(3) 早期再就職の促進とセイフティ・ネットの確立

(4) 安心して働けるゆとりある勤労者生活の実現

- ・長期休暇制度の早期実現等

5. 少子化・高齢化対策等、年金改革

- (1) 介護対策
- (2) 少子化・高齢化対策等
 - ・高齢者の積極的な雇用・就労を可能とする
経済社会実現のための大規模調査研究
 - ・保育所等の整備等子育て支援 等
- (3) 年金改革

II. 21世紀の新たな発展基盤の整備

日本経済を新生させる21世紀の新たな発展基盤を築くため、生活基盤、基幹的なネットワークインフラを戦略的、重点的に整備する。また、地域の活性化に役立つ社会資本整備を進めるとともに、災害対策を推進する。

公共事業については費用対効果分析等を通じ効率性、透明性の一層の向上を図るとともに、PFIを積極的に推進する。

1. 21世紀型に向けた生活基盤の整備・充実

- (1) 都市・地域基盤の再構築
 - ・「歩いて暮らせる街づくり」構想の推進
 - ・電線地中化3000kmプロジェクト、街灯設置
5000基プロジェクト
 - ・既存住宅の積極的改裝・活用、田園空間等
の形成 等
- (2) 総合的な渋滞対策
 - ・渋滞ボトルネック100箇所の重点的解消 等
- (3) 弱者にやさしい街づくり
 - ・公共施設、公共交通機関のバリアフリー化

2. 基幹ネットワークインフラの整備

- (1) 高速交通体系の整備とETC設置目標の
引上げ
 - ・高速交通ネットワークの整備
 - ・ETCについて、平成14年度までに全国約

900箇所の導入目標の設定

- (2) 情報通信ネットワークの高速・大容量化
 - ・情報通信網の在り方等についての情報通信
ビジョンを策定
 - ・幹線系ネットワークのテラビット、ペタネッ
ト化についての研究、加入者系光ファイバー
網の全国整備の推進
- (3) 国際拠点インフラの整備とアクセス強化

3. 情報化の飛躍的推進

- (1) 教育の情報化
 - ・全ての公立小中高等学校等が平成13年度ま
でにインターネットに接続でき、平成17年
度までに全ての学級のあらゆる授業におい
てコンピュータを活用できる環境を段階的
に整備
- (2) 地域の情報化
- (3) 電子政府の実現
 - ・官民間の行政手続きをインターネットを利
用しペーパーレスで行える電子政府の基盤
を平成15年度までに構築
- (4) 電子商取引の法整備等

4. 環境への負荷の少ない経済社会構築のため の環境整備

- (1) 循環型社会形成のための基礎調査・研究
の推進
- (2) 廃棄物処理・リサイクルの推進、ダイオ
キシン対策の推進

5. 国民の安全対策

- (1) 安全な街づくり
- (2) コンクリート構造物の安全対策
- (3) 原子力防災・安全対策

6. アジア対策

- ・特別円借款の対象国及び対象分野の拡大についての検討 等

III. 金融市場の活性化と不動産の証券化等

1. 金融市場の活性化

- (1) 証券市場の改革・活性化
- (2) 検査監督体制の強化等

2. 不動産の証券化等

- (1) 不動産の証券化等
 - ・S P C 法の改正 等
- (2) 住宅金融対策
 - ・住宅金融公庫の融資枠の追加、貸付債権の証券化 等

3. 日本銀行による金融政策の適切かつ機動的な運営

IV. その他

1. 税制

中小・ベンチャー企業支援に資する措置、民間投資の促進に資する措置等について検討、結論を得る

2. 国債発行の多様化

3. 2000年問題への対応

4. 新千年紀記念行事

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、11月12日、政策委員会・金融政

策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」に掲載、11月16日に公表したほか、10月13日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを11月17日に公表した。

記

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

(別添)

平成11年11月12日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について、「ゼロ金利政策」を継続することにより、金融緩和効果の浸透に努めていくことを決定した（賛成多数）。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針は、以下のとおりである。

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

◆第2次補正予算案の閣議決定について

政府は、11月25日、一般会計第2次補正予算案を閣議決定した。その概要は以下のとおり。

平成11年度一般会計第2次補正予算案

(単位：億円)

歳出	歳入
1. 社会資本整備費 35,000	1. 税 収 ▲14,410
(1) 物流効率化・競争力強化特別対策費 4,017	
(2) 生活基盤充実特別対策費 6,099	2. 税外収入 790
(3) 情報通信・科学技術振興等経済発展基盤強化特別対策費 9,076	
(4) 少子高齢化・教育・環境特別対策費 5,466	3. 公債金収入 75,660
(5) 緊急安全防災特別対策費 5,173	(1) 建設公債 38,260
(6) 災害復旧等事業費 5,168	(2) 特例公債 37,400
2. 中小企業等金融対策費 7,733	
3. 住宅金融対策費 2,001	4. 前年度余剰金受入 5,849
4. 雇用対策費 1,917	
5. 金融システム安定化対策費 9,279	
6. 介護対策費 9,110	
7. 義務的経費の追加 7,650	
8. 都市基盤整備公団補給金等 1,177	
9. 厚生保険特別会計へ繰入 4,183	
10. その他の経費 3,345	
11. 既定経費の節減 ▲9,119	
12. 地方交付税の減額 ▲4,387	
歳出計 67,890	歳入計 67,890

(参考) 財政投融资計画

日本政策投資銀行、日本道路公団等に対し、総額3,315億円を追加する。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

(別添)

日本銀行は、11月26日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また10月27日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを12月1日に公表した。

記

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

平成11年11月26日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について、「ゼロ金利政策」を継続することにより、金融緩和効果の浸透に努めていくことを決定した（賛成多数）。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりである。

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

◆現行金利一覧 (11年12月15日現在) (単位 年%)

	金 利	実施時期()内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率	0.5	7. 9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする貸付利率	0.75	7. 9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.375	11. 3.18 (1.500)
長期プライムレート	2.2	11.10. 8 (2.3)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本政策投資銀行	2.20	11.10. 8 (2.30)
・中小企業金融公庫、国民生活金融公庫	2.20	11.10. 8 (2.30)
・住宅金融公庫	2.80	11.11. 1 (2.60)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	1.00	11.11.12 (0.85)
(期間5年~7年)	1.50	11.11.12 (1.30)
(期間7年以上)	2.00	11.11.12 (1.90)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

(11年12月15日現在)

		発 行 条 件	改定前発行条件
国 債 (10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈12月債〉 <u>1.836</u> <u>1.9</u> <u>100.54</u>	〈11月債〉 1.758 1.8 100.35
割引国債(5年)	応募者利回り(%) 同税引後(%) 発行価格(円)	〈11月債〉 <u>1.137</u> <u>0.927</u> <u>94.50</u>	〈9月債〉 1.245 1.014 94.00
政府 短 期 証 券	応募者利回り(%) 発行価格(円)	〈11年12月13日発行分～〉 <u>0.164</u> <u>99.958</u>	〈11年12月6日発行分～〉 <u>0.262</u> <u>99.933</u>
政府保証債(10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈12月債〉 1.900 1.9 100.00	〈11月債〉 1.900 1.9 100.00
公募地方債(10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈12月債〉 <u>1.911</u> 1.9 <u>99.90</u>	〈11月債〉 1.923 1.9 99.80
利付金融債(5年物)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈12月債〉 1.300 1.3 100.00	〈11月債〉 1.300 1.3 100.00
割引金融債	応募者利回り(%) 同税引後(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈12月後半債〉 0.250 0.210 0.24 99.75	〈12月前半債〉 0.250 0.210 0.24 99.75

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海 外

◆ B I S グローバル金融システム委員会ペーパー「流動性の高い国債市場を目指して」の公表

B I S グローバル金融システム委員会は、11月12日、「流動性の高い国債市場を目指して」(原題: How should we design deep and liquid markets? The case of government securities)と題するペーパーを公表した(プレス・ステートメントおよびペーパーの仮訳については、『日本銀行調査月報』1999年12月号参照)。

◆ バーゼル銀行監督委員会、バーゼル合意の見直し作業の進捗状況を公表

バーゼル銀行監督委員会は、11月11日、「新たな自己資本充実度の枠組みに係る作業の近況報告(原題: Update on Work on a New Capital Adequacy Framework)」(第1号)を公表した。その概要は以下のとおり(本仮訳は、日本銀行ホームページ(<http://www.boj.or.jp/>)にも掲載されている)。

本近況報告の目的は、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委員会)が、去る6月に公表した市中協議ペーパーに提示した枠組みに沿い、新たな自己資本充実度の枠組みを構築するために行っている作業について、銀行業界、監督当局、およびその他の関係者に情報を提供することにある。バーゼル委員会は、市中協議プロセスに

おいて適宜の時点でこうした近況報告を発する所存である。

焦点：主要な活動

リスク管理小委員会、バンキング勘定の金利リスクおよびオペレーションル・リスクについてワークショップを開催

リスク管理小委員会(議長: Roger Cole氏、米国連邦準備制度理事会Associate Director)は、バンキング勘定の金利リスクが平均的水準を大幅に上回っている銀行(outliers)の同リスクとオペレーションル・リスクに対して自己資本を課すための枠組みを構築する作業を行っている。同小委員会は、業界との間で継続的に行っていける対話の一環として、10月に銀行や他の業界参加者とのワークショップを1日づつ2回開催した。これらのワークショップの目的は、バンキング勘定の金利リスクおよびオペレーションル・リスクの定義および定量化に関する様々な問題点について議論することにあった。

モデル・タスクフォース、内部格付システムのプレゼンテーションを主催

モデル・タスクフォース(議長: Daniele Nouy氏、バーゼル委員会事務局長)は、信用リスクに係る所要自己資本額を内部格付に基づいて算出するアプローチの開発を担当している。同タスクフォースは今年の春から夏にかけて、バーゼル委員会メンバー諸国に属する30の銀行

を対象として、内部格付のシステムとそのプロセスについて調査を行った。本調査により得られた知識を補うため、同タスクフォースは最近、ニューヨークとローマにおいて銀行等による一連のプレゼンテーションを主催した。バーゼル委員会は、内部格付の実務の範囲を明らかにするために行った調査の結果を近月中に公表し、業界からのコメントを求める所存である。また、同タスクフォースは引き続き、内部格付のシステムおよびプロセスの主要な要素に係る健全な実務のための基準を開発するとともに、内部格付と資産が有する他の特徴を所要自己資本額に結び付ける手法の分析を行っていく予定である。

自己資本小委員会、信用リスク削減手法に係るサーベイを実施

バーゼル委員会は、6月に公表した市中協議ペーパーにおいて、クレジット・デリバティブ、担保、保証、オンバランス・ネットティング等の信用リスク削減手法の自己資本規制上の取扱いについて、健全かつ整合的なアプローチを開発したいと考えている旨述べた。自己資本小委員会（議長：Oliver Page氏、英国金融サービス機構コンプレックス・グループ局長）は本件について作業を行っており、最近、銀行と各国監督当局との間の議論のベースとする目的として、論点ペーパーを作成した。自己資本小委員会は、業界から同論点ペーパーに寄せられたコメントの要約を公表する予定である。同小委員会はまた、これらの議論を通じて得られた情報に基づいて、信用リスク削減手法の取扱いに関する具体的な提案を作成する所存である。

バーゼル委員会、監督者の地域的なグループの議長と会合

バーゼル委員会は、他の国際的な銀行監督者グループとの関係を強化する方針を堅持しており、引き続き、様々な手段を通じてこうした協力関係の強化に向けて努力する。提案されている自己資本充実度の枠組みとの関連では、当委員会は、この問題に特に焦点を当てるための作業部会（自己資本に関する非G10作業部会、議長：Huw Evans氏、英国金融サービス機構中央政策ユニット特別顧問）を組成している。当部会では、非G10諸国から、本提案に対する見方や、それらの国の監督および銀行システムに与える影響について、意見を求めることがなっている。こうした努力をさらに進めるために、当委員会は、監督者の地域的なグループの議長との会合を主催し、新たな自己資本充実度の枠組みをはじめとする諸問題につき協議を行う予定である。より広範には、バーゼル委員会や事務局のメンバーも、引き続き地域的および国際的な銀行監督者の会合に出席し、関心を共有する問題について意見を述べ、かつ情報を集める所存である。バーゼル委員会はまた、銀行監督を世界レベルで強化するための共同の努力を引き続き追求する所存であり、その中にはセミナーやコンファレンス、研修コース等が含まれる。

バーゼル委員会、信用リスク・モデル・ペーパーへのコメントを受領

報告書「信用リスク・モデル——現状とその活用」（1999年4月）の正式のコメント期間は1999年10月1日に終了した。当報告書は銀行業界、学界、その他の関心を有する主体から多く

のフィードバックを受けた。当委員会のモデル・タスクフォースは、これらのコメントを検討しているプロセスにあり、市中協議プロセスで得られた主要点を公表することを目指している。モデル・タスクフォースはまた、信用リスク・モデルと規制上の自己資本に関する論点が、提案されている自己資本の枠組みへの全体的なコメントの中で取上げられる可能性があることを認識している。当タスク・フォースは、勿論そうした追加的なコメントを歓迎するし、将来

の検討の中に取込んでいく所存である。

◆米国における金融制度改革法の成立

米国では、11月4日、Gramm-Leach-Bliley Act（グラム・リーチ・ブライリー法）が上下両院を通過し、11月12日にクリントン大統領の署名により、成立した。